

意見書案第7号

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入について慎重な検討を
求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入について慎重な検討を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和3年12月23日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	上田 豪
〃	〃	秋月 健輔
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	岡本 亮一

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入について慎重な検討を 求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行から、およそ2年がたち、新たな変異株「オミクロン株」への不安も広がっている。我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、2023年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に向け、本年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、生産性も低下する。その上、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小業者の廃業や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけることが懸念される。

よって国及び政府に対し、インボイス制度の導入については、中止も含めて慎重に検討されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣